

福指第405号  
令和4年11月17日

静岡県老人福祉施設協議会会長様  
静岡県老人保健施設協会会長様  
静岡県慢性期医療協会会長様  
静岡県認知症高齢者グループホーム連絡協議会会長様  
公益社団法人日本認知症グループホーム協会静岡支部支部長様  
静岡県ホームヘルパー連絡協議会会長様  
静岡県訪問看護ステーション協議会会長様  
特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会会長様  
静岡県身体障害児者施設協議会会長様  
静岡県知的障害者福祉協会会長様

静岡県健康福祉部福祉指導課長

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザ  
同時流行の予防と備え等について

日頃、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、格別な御支援と御協力をいただきありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は増加傾向に転じ、今冬は、新型コロナウイルス感染症が今夏以上に拡大し、季節性インフルエンザと同時に流行することが懸念されております。

現在、医療関係部局において、市町や医療機関等と連携し、発熱患者等に対する外来医療体制の強化等に取り組んでおりますが、同時流行し多数の発熱患者等が発生した場合には、外来医療機関がひっ迫し、発熱等の症状がある場合でも速やかに医療機関を受診できない状況が発生しかねません。

つきましては、こうした状況を防ぐために、貴会傘下の事業者に対しまして、下記の事項について、周知いただきますようお願いいたします。

記

1 検査結果証明や診断書について

別添厚生労働省通知のとおり、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等に取得について、以下の点に御配慮願います。

- ・従業員が発熱等の体調不良で休暇を取得する際に、新型コロナウイルス感染症又は季節性インフルエンザの検査結果を証明する書類や診断書を求めないこと

- ・従業員が新型コロナウイルス感染症又は季節性インフルエンザに感染し、職場復帰する際も検査の陰性証明や治癒証明を求めないこと

## 2 感染予防と感染した場合の備えについて

発熱外来のひっ迫等を回避するためには、感染の予防と感染した場合の備えが重要であることから、以下の事項について、別添チラシ等により、従業員への周知をお願いします。

- ・新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチンの接種の検討
- ・発熱などの体調不良時に備え、解熱鎮痛剤や新型コロナ抗原検査キットの事前購入

### 【送付資料】

- 新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について  
(令和4年11月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)
- 周知用チラシ
  - ・「この冬は、ワクチン接種・新型コロナ抗原定性検査キット・解熱鎮痛薬の準備を」

担当：介護指導第2班  
電話：054-221-3256

事務連絡  
令和4年11月4日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る  
医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今後、冬に向けて、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、発熱外来をはじめとする外来医療体制について、これまで以上の強化・重点化を進めていくこととしています<sup>#1)</sup>。こうした対策を効果的に実施できるよう、関係する団体・学会、経済団体、国・地方の行政機関が参加した新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース<sup>#2)</sup>においても、「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」についてコンセンサスをいただいたところです。

上記対応では、「発熱外来のひっ迫等を回避するため、従業員又は生徒に医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないことについて、周知を行う。」とされています。

このため、厚生労働省から、下記の事項について、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会（会員企業）及び関係省庁（所管団体、行政機関等）に周知を依頼をしています。

幅広く周知を行う観点から、貴自治体からも、地域の事業主団体又は企業等に対し、下記の事項を周知していただくよう、ご協力をお願いいたします。

なお、別途、総務省から各都道府県の総務部局宛、経済産業省から商工労働部局宛にも同趣旨の協力依頼がなされるものであることを申し添えます。

注1) 「Withコロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日）別紙「Withコロナに向けた新たな段階への移行」中の「基本的考え方」(<https://corona.go.jp/withcorona/>)

注2) 「第2回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」（令和4年10月18日）資料1「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001002374.pdf>)

記

## 1. 新型コロナウイルスについて

- 一 従業員又は児童等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。  
やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要のない限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等により、確認を行うこと。
- 二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。  
ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により療養期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。
  - ※ 新型コロナウイルス感染症については、有症状の場合は発症日から7日間、無症状の場合は検体採取日から7日間（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間）。
  - ※ 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間、感染リスクが残存することから自主的な感染予防行動を徹底すること。
- 三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。  
ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。
- 四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求ることとし、真に必要のない限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

## 2. 季節性インフルエンザについて

- 一 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。
- 二 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

以上

# この冬は、ワクチン接種・新型コロナ抗原定性検査キット・解熱鎮痛薬の準備を



新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時に流行すると、発熱外来がひっ迫する可能性があります。

## 感染が拡大する前の接種をご検討ください



### ・新型コロナワクチンの接種

新型コロナワクチンの早期の接種をお願いします。



(静岡県大湖健康接種会場)

### ・インフルエンザワクチンの接種

65歳以上の方、小学生以下の方、基礎疾患をお持ちの方は、早めの接種をお願いします。3歳未満は費用の一部を県が助成します。



(3歳未満のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します)



## 発熱などの体調不良時にそなえて、 早めに購入しておきましょう

### ・解熱鎮痛薬

かかりつけ薬剤師・薬局にお気軽にご相談ください。

### ・生活必需品（体温計、日持ちする食料（5～7日分）など）

### ・新型コロナ抗原定性検査キット

「研究用」ではなく国が承認した「医療用」もしくは「一般用」のキットを使用してください。

国が承認した検査キットの一覧



(医療用)

(一般用)



## もしものときあわてないよう 電話相談窓口などを確認しておきましょう

チェック！

### まずは、自身のかかりつけ医療機関の連絡先

かかりつけ医がない方は

### インターネットで検索

#### ・医療ネットしづおか



(医療ネットしづおか)

(静岡県発熱等診療医療機関)

### 電話の場合はこちら（お住まいにより電話番号が異なります）

#### ・静岡市 054-249-2221

#### ・浜松市 0120-368-567

#### ・県内（静岡市、浜松市以外） 050-5371-0561

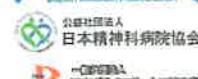
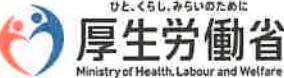
### 静岡こども救急電話相談 #8000

### 救急車利用マニュアル



(救急車利用マニュアルについて)

《静岡県一部改訂》



全国知事会

全国保健所長会

内閣 官房  
新型コロナウイルス等  
感染症対策推進室

FMRI  
Fire and Disaster Management Agency

文部科学省

経済産業省

NIID  
National Institute of Informatics